鳥インフルエンザに厳重な警戒を!!

国内においてはH30.1月以降の発生はありませんが、 周辺国における発生状況等から厳重な警戒が必要です。

周辺国発生状況

(高病原性, R2.1月以降)

中国 (1, 2月) フィリピン(3, 7月) ベトナム(1~8月) 台湾 (1~9月) ロシア (7~9月)

野鳥

(R2.1月以降)

韓国 (8月:低病原性)ロシア(8月:高病原性)

下記の場合は直ちに連絡を!

- 死亡率が過去21日間の2倍以上である場合
- 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率低下等の 症状を呈している家きんがいる場合
- 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合

渡り鳥が本格的に飛来するシーズンを迎えます。 飼養衛生管理基準の遵守により発生予防に努めてください!

飛騨家畜保健衛生所

TEL: 0577-33-1111 (内線405) FAX: 0577-32-9019

※閉庁時には案内に従い「1」番をプッシュしてください。土日・祝日、閉庁時も通報を受け付けています。